諮問番号:諮問第247号

答申番号:答申第247号

答申書

第1 審査会の結論

福岡市城南福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が審査請求人に対して行った生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第63条に基づく費用返還決定処分(以下「本件処分」という。)に対する審査請求(以下「本件審査請求」という。)は乗却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張の要旨 本件処分の取消しを求める。その理由は以下のとおりである。
- (1)審査請求人の弟(以下単に「弟」という。)は、平成26年12月から死亡した令和3年8月まで法に基づく保護(以下「保護」という。)を受給し、時効にかかっていない5年分について、葬祭費、弁護士費用を控除した全額について、返還・徴収決定がなされている。

しかしながら、以下に述べるとおり、本件においては、令和2年12月までに支給された保護費は資力がない時期における、急迫の場合等ではないものであり、返還を請求されるべきものではない。少なくとも令和2年10月(8月または6月)までに支給された保護費は返還を請求されるべきではない。

(2)本件は、少なくとも弟があずかり知らないうちに、同意なく無断で実印、印鑑証明等を使用され、弟の父(以下単に「父」という。)から弟の母(以下単に「母」という。)へ単独相続がなされ、さらに母名義の相続財産の一部が弟の兄である川口順一(以下単に「兄」という。)名義に変形したと思料される不法行為により、父の遺産分割が最終的にはほぼ兄の事実上の単独取得の形で進められた事案である。しかも、弟には相当程度の知的障害があり、自らこれにあらがったり、自己の権利を回復するために手続をとる能力が欠けていた。そのため、およそ誰も希望するはずのない、ホームレス生活に追い込まれたのである。

(3) 調停時点においては、父及び母の遺産のほとんど全てを事実上承継した兄の手元にはさしたる資産は残存しておらず、評価額が下がった不動産の他にはめぼしい財産は残っていなかった。つまり、どちらかといえば、不法行為に基づく損害賠償請求権の方が価値としては大きかったのである。

最終の遺産分割協議に基づき、兄の代理人から、令和3年1月28日に弟の口座 に入金された5,824,473円は、そのほぼ全額が不法行為に基づく損害賠償 請求権という性質を帯びていたのである。

(4) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、 保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、 すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関 の定める額を返還しなければならない。」と定める。

これは、本来ならば資力があるため保護を受給する権限が欠けているにもかかわらず、その資力を現に活用することができない状況において、急迫の支払いの必要性がある場合に、いったん立替金として支出するものの、資力を活用できるようになった時点で返還すべき義務を定めている。

当然ながら、この条文は例外的な定めであり、資力要件は厳格に解釈されるべきである。財産、債権等について、一般的・抽象的に権利を有しており、将来その権利が実現する可能性が相当程度存在する、という程度では足りず、ほぼ自らその資力を現実化して支払うことが可能である蓋然性が高いにもかかわらず、支払いが可能になるまでにわずかな期間を要するなどの状況がある場合において、このような状況であることを条件として、本来は資力があると評価可能であり、受給資格がないはずなのに保護費を受給した場合において、当該額を返還すべき義務を定めたものである。

決して、さまざまな条件や手続の後に実現する可能性が一般的抽象的には存在するものの、一体いくらが、いつ頃具体的に取得でき、現実に支払えるようになるのか、確実に説明し、約束できるほどの具体性に欠ける時点においては、保護費を受給する資格に欠けるとか、当然に返還を要するといった過剰な義務を課す解釈がなされるべきではない。

そこで、本件で弟は、遺産分割協議によって受領することになった遺産分割金から、既に受領した保護費を返還しなければならないか、返還するとして、どの時点

が資力の発生時点とされるのかが問題となる。

(5) 弟が、損害賠償金または遺産分割金を具体的に算定可能な程度に確実に取得した といえる時点は、令和3年1月である。

また、仮にこのような債権が確実に成立したといえる時点は、遺産分割調停の条項が履行不能となった後、当該調停条項を変更した遺産分割協議が整い、現実に買主が内定して売買契約書が締結されるに至った令和2年9月または、当該契約書に基づく売買代金が入金された11月である。

遺産分割協議が成立した令和2年7月の時点では、換価が必ずしも容易ではない 不動産の売却が条件となっていることから、先の遺産分割調停条項の成立と同様、 損害賠償金または遺産分割金が確実に取得できる状況であったとはいえない。不動 産の売却には、売り出しから2年ほどかかることもよくあるからである。

また、どんなに少なくとも、令和2年7月より前までさかのぼるべきではない。 その時点においては、いかなる意味においても、履行を求めることが可能な債権の 具体性及び確定性は存在しないからである。

(6) 市の態度が明らかに不当であること

本決定における処分庁の、法第63条の理解は明らかに非常識であり誤っている。 必ず是正されなければならない。

処分庁は、弟が受給した保護費全部を、当然に返還請求できるという前提で決定を行った。しかしながら、自らが支給している保護費の法的性質をねじ曲げた解釈となっている。

法第63条は、実際には資産があるものの、直ちに現金化できず手元不如意の状況にあることが第1の前提条件(「資力があるにもかかわらず」)である。また、急病その他、特別な事情で緊急の保護の必要性があることが第2の前提条件(「急迫の場合等」)である。

決定は、保護を開始した平成26年12月1日以降全部について法第63条による返還を要することを前提とし、時効にかかっていない全期間について、共益費以外の全額の返還を要求している。すなわち、処分庁は、保護を開始した平成26年12月1日以降全部が、法第63条による「資力があるにもかかわらず」「急迫の場合等」に保護を受けたとみなしていることになる。これは明らかに事実に反している。

処分庁は、平成26年12月1日の時点において、弟に資力があると考えたのであれば、なぜその資力を活用するように促さなかったのであろうか。直ちにそのような手続をとりながらでなければ、「急迫の場合等」の保護費は支給できないはずではなかろうか。それこそ税金の無駄遣いとのそしりを免れないであろう。弟は、ホームレスになった経緯として、家族から家を追われたこと、父の相続財産がどうなったか分からないことは説明していたはずである。また、保護の支給開始に当たって、少なくとも処分庁は両親の生死や扶養の可能性について調査できたはずである。もし「資力がある」と考えたのであれば、弟に資力回復の手続を促したり誘導したりしないまま漫然と保護の支給を開始し、継続したのであろうか。弟にも、処分庁にも、資力を回復し実現することが困難と考えたからこそ、資力要件を問題とすることなく保護の支給を開始し、継続してきたのではなかろうか。

今になって、当初から資力があったと主張するのであれば、平成26年12月1日に保護の支給を決定した担当者・責任者及び、その後支給継続を是認してきた担当者・責任者全員が、本人の資力要件が欠けるにもかかわらず、何ら資力活用を促さないまま、漫然と保護費の支給を継続してきた非違行為に対する懲戒その他の処分がなされるべきである。

(7)また、平成26年12月1日以降全部について法第63条にいう「急迫の場合等」と主張するに至っては、常識を疑う。処分庁は、本当にこのような法解釈をもとに保護行政を運用しているのであろうか。返還請求の口実としての無理筋の主張としてではなく、本気でそう考えているのであれば、直ちに処分庁の保護行政全体を監査する必要があろう。こんな多額の支給は、「急迫の場合」という要件をもとに支給されるべきではない。急迫ではないから長期間支給されたはずである。「急迫の場合等」の支給というのは、こじつけであり、ねじ曲げられた法解釈である。

「遺産が入ったんだから全部取り返そう」「本人は死亡しているからいいだろう」 などの考えをもとに、法律の明文をねじ曲げる解釈をすることは許されない。違法 である。

必ず原決定は取り消されなければならない。

(8) 本件は、不法行為に基づく損害賠償請求権と、遺産分割に基づく請求権の両方が成立する。しかし、遺産分割に基づく請求権が残存していたかに関しては疑義が存していた。

不法行為であれば、不法行為日である平成13年6月27日から20年以内であるから短期時効及び長期時効(改正後民法(明治29年法律第89号))の対象にならない。

少なくとも、不法行為としての性質が全くない債権ではないところ、100%遺産分割請求権として処理して、申立人に対し財産上の不利益を課すことが憲法第29条に反しないのかという根本的な問題を包含している。

処分庁は、単なる通常の相続事案として、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。) だけを参照して処理を完了しても、一切何らの法的問題も生じないかのような態度と見受けられる。

しかしながら、仮に単なる通常の相続事案と処分庁がみなすのであれば、保護の申請に際し、処分庁は漫然と保護決定を出すだけでなく、法テラスの活用による相続財産の活用を促すべき法的義務が存在したはずである。

(9) もとより、遺産分割請求が困難であると思料し、または本人の理解力等から思い 至らず、保護決定を行うに際し、無駄な税金の支出を可及的に防止すべき義務を負っている処分庁が、一切遺産分割請求に関する情報を提供したり、あるいは一切資産活用を促す努力を行っていないような場合にまで、支給の全期間に対する保護費を、単に遺産分割金としての性格も有するという点だけをとらえて全期間に対して返還請求することが許されると解釈するのは、緊急性に基づく支給や、その例外的な支給に対する清算規定を適用する前提を明らかに欠いている。

このように、法の条項を曲げて、適用を予定していない極めて例外的、極限的な場合にも清算を要求すること、しかもそれを相続人の財産権侵害によって解決を図ることは日本国憲法第29条に反している。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分について、弟が相続した遺産の資力発生時期を保護開始日とし、消滅時効が成立しているため、費用返還決定日から前5年間に支給した扶助費について返還義務の対象としたこと及び返還額の算定について、違法又は不当な点はない、

よって、本件審査請求は理由がないので、棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 法第63条に規定する資力の発生時点について

「生活保護問答集について」(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問13の6答の(2)では、被保護者が財産を相続することとなったが相続人が多数のため遺産分割手続に期日を要した場合の法第63条に基づく費用返還請求の対象となる資力の発生時点について、相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するもの(民法第882条、第896条)とされており、また、共同相続人は、協議によって遺産の分割をすることができ、その効力は相続開始のときに遡って生ずること(同法第909条)とされていることから、被相続人の死亡時と解すべきとされている。

本件において、平成26年12月1日、処分庁は弟に対する保護を開始しており、 保護開始時点において、父は亡くなっている。

また、令和元年12月2日、兄と弟等との間に調停が成立し、令和2年7月21日付け遺産分割協議書には、兄について、当該調停に基づき遺産を取得した代償として、 弟等に対し金員を支払う義務があることを認める旨が記載されている。

そして、令和3年1月28日、兄から弟に対し、遺産を相続したことによって5,824,473円(以下「本件遺産分割額」という。)が振り込まれたことが認められる。

以上のことから、弟が相続した遺産の資力の発生時期は、父の死亡後に初めて保護 が開始された平成26年12月1日であると解される。

なお、審査請求人は、最終の遺産分割協議に基づき弟に入金された 5,8 2 4,4 7 3 円は、そのほぼ全額が不法行為に基づく損害賠償請求権という性質を帯びており、どの時点が資力の発生時点とされるのかについて、遺産分割協議が成立した令和 2 年 7 月より前までさかのぼるべきではない旨を主張している。

このことは、本件遺産分割額は遺産相続によるものではなく、ほぼ全額が不法行為に基づく損害賠償請求権に基づくものであり、資力の発生時期は保護開始日である平成26年12月1日ではない旨を主張するものであると解される。

平成30年5月8日、弟は福岡市城南福祉事務所の職員に対し、財産を相続できる 可能性がある旨を伝えている。

また、令和元年12月2日、兄と弟等との間に成立した調停の条項には、兄が父の

遺産を単独取得し、遺産を取得した代償として弟等に対し金員の支払い義務があることを認める旨の記載があり、令和2年7月21日付け遺産分割協議書には、兄について、当該調停に基づき遺産を取得した代償として、弟等に対し金員を支払う義務があることを認める旨が記載されている。

そして、令和3年3月16日付け及び同年6月11日付け決定書は、法テラス福岡から弟の代理人あての文書であり、それぞれ事件名として「遺産分割請求」と記載されている。

以上を踏まえると、弟は遺産分割協議を行った上で本件遺産分割額を相続し、資力を得たものと解されるので、本件遺産分割額のほぼ全額が不法行為に基づく損害賠償請求権という性質を帯びており、資力の発生時期について遺産分割協議が成立した令和2年7月より前までさかのぼるべきではないという審査請求人の主張は採用できない。

したがって、処分庁が本件処分に係る資力の発生時点を平成26年12月1日としたことが不合理であるとはいえない。

2 法第63条に規定する資力の有無、費用返還義務及び返還対象額について

法第63条は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない旨を定めている。

また、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第8の3の(2)のエの(4)は、不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入について収入として認定する旨を定めている。

上記1のとおり、弟は平成26年12月1日以降保護を受給しており、同日から遺産の相続による資力が発生している。

また、本件遺産分割額は次官通知第8の3の(2)のエの(4)における「その他臨時的収入」に該当し収入認定が必要なものであると解される。

さらに、弟の葬祭費用として請求された額は259,980円、弁護士報酬等の合計が629,163円であるところ、処分庁は令和4年9月27日に返還会議を実施し、同日付け不当受給事件報告書(法第63条)には返還対象額5,824,473

円から葬祭費に充当した259,980円及び弁護士報酬等629,163円を控除 した支給済保護費4,935,330円の返還を求める旨が記載されている。

そして、平成29年9月28日から令和3年8月29日までに、処分庁が弟に支給 した生活扶助費、住宅扶助費及び医療扶助費の合計額は4,935,330円以上で あることが認められる。

したがって、弟は、法第63条に規定する「資力があるにもかかわらず、保護を受けた」場合に該当することから、処分庁が本件遺産分割額のうち4,935,330 円について、法第63条に規定する資力があるとして費用返還義務の対象としたことに、違法又は不当な点は認められない。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、今になって、当初から資力があったと主張するのであれば、平成26年12月1日に保護の支給を決定した担当者・責任者及びその後支給継続を是認してきた担当者・責任者全員が、本人の資力要件が欠けるにもかかわらず、何ら資力活用を促さないまま、漫然と保護費の支給を継続してきた非違行為に対する懲戒その他の処分がなされるべきであると主張している。

このことは、弟の保護開始以降において、処分庁が弟の資力の活用について促さないまま漫然と保護費の支給を継続したことを理由として、本件処分が違法又は不当である旨を主張するものであると解される。

平成30年5月8日、弟は、福岡市城南福祉事務所の職員に対し、財産を相続できる可能性がある旨を伝えている。また、同月21日、福岡市城南福祉事務所の職員は弟に対し、相続の進捗状況についてその都度報告するよう伝えており、令和2年2月25日、福岡市城南福祉事務所の職員は弟に対し、遺産相続の状況について確認し、お金が振り込まれたら返還となる旨説明し、費消せず速やかに申告するよう指示している。

また、令和元年12月2日、兄と弟等との間に調停が成立し、令和3年1月28日、 兄から弟に対し、本件遺産分割額5,824,473円が振り込まれている。

そして、令和3年2月9日、福岡市城南福祉事務所の職員は弟の代理人弁護士に架 電し、弟の遺産相続についての関係書類一式を求めている。

これらのことを踏まえると、本件遺産分割額が実際に振り込まれ、具体的に活用できるようになったのは令和3年1月28日以降であり、処分庁は同日より前において、

具体的な資力の活用を促すことはできなかったものといえる。

また、処分庁は、弟や弟の代理人弁護士に対し、遺産分割協議等の進捗状況について適宜確認を行い、相続した遺産が法第63条における資力に該当し返還の対象となる旨を説明し、遺産相続についての関係資料の提出を求めたことが認められる。

したがって、弟の保護開始以降において、処分庁が弟の資力の活用について促さないまま漫然と保護費の支給を継続したという審査請求人の主張を採用することはできない。

そのほか、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和6年1月15日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和6年3月5日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

1 法第63条に規定する資力の発生時点について

審査請求人は、本件遺産分割額について、そのほぼ全額が不法行為に基づく損害賠償請求権という性質を帯びており、資力の発生時点については、遺産分割協議が成立した令和2年7月より前までさかのぼるべきではない旨を主張している。

しかしながら、弟は、平成30年5月8日に福岡市城南福祉事務所の職員に対し、 財産を相続できる可能性がある旨を伝えており、令和元年12月2日に兄と弟等との 間に成立した調停の条項には、兄が父の遺産を単独取得し、遺産を取得した代償とし て弟等に対し金員の支払い義務があることを認める旨の記載が、令和2年7月21日 付け遺産分割協議書には、兄について、当該調停に基づき遺産を取得した代償として、 弟等に対し金員を支払う義務があることを認める記載がある。そして、令和3年3月 16日付け及び同年6月11日付け決定書は、法テラス福岡から弟の代理人あての文 書であり、それぞれ事件名として「遺産分割請求」と記載されている。

以上を踏まえると、弟は、遺産分割協議を行った上で本件遺産分割額を相続し、資力を得たものと解される。よって、上記審査請求人の主張を採用することはできない。

問答集問13の6答の(2)では、被保護者が財産を相続することとなったが相続人が多数のため遺産分割手続に期日を要した場合の法第63条に基づく費用返還請求の対象となる資力の発生時点について、相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するもの(民法第882条、第896条)とされており、また、共同相続人は、協議によって遺産の分割をすることができ、その効力は相続開始のときに遡って生ずること(同法第909条)とされていることから、被相続人の死亡時と解すべきとされている。

本件についてこれをみると、処分庁が弟に対する保護を開始した平成26年12月 1日時点において、既に父は亡くなっていたことが認められる。よって、本件遺産分 割額に係る資力の発生時期は、父の死亡後に初めて保護が開始された平成26年12 月1日であると解される。

したがって、処分庁が本件処分に係る資力の発生時点を平成26年12月1日としたことに不合理な点は認められない。

2 法第63条に規定する資力の有無、費用返還義務及び返還対象額について

処分庁は令和4年9月27日に返還会議を実施し、消滅時効について考慮した上で、費用返還請求の期間は同日から5年間を遡った平成29年9月28日から弟の死亡日である令和3年8月29日までと決定している。また、令和4年9月27日付け不当受給事件報告書(法第63条)には返還対象額5,824,473円から葬祭費に充当した259,980円及び弁護士報酬等629,163円を控除した支給済保護費4,935,330円の返還を求める旨が記載されている。

そして、平成29年9月28日から令和3年8月29日までに、処分庁が弟に支給 した生活扶助費、住宅扶助費及び医療扶助費の合計額は4,935,330円以上で あることが認められる。

したがって、処分庁が本件遺産分割額のうち4,935,330円について、法第63条に基づく費用返還義務の対象としたことに、違法又は不当な点は認められない。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、今になって、当初から資力があったと主張するのであれば、平成2 6年12月1日に保護の支給を決定した担当者・責任者及びその後支給継続を是認してきた担当者・責任者全員が、本人の資力要件が欠けるにもかかわらず、何ら資力活用を促さないまま、漫然と保護費の支給を継続してきた非違行為に対する懲戒その他 の処分がなされるべきであると主張している。

このことは、弟の保護開始以降において、処分庁が弟の資力の活用について促さないまま漫然と保護費の支給を継続したことを理由として、本件処分が違法又は不当である旨を主張するものであると解される。

しかしながら、兄から弟に対し、本件遺産分割額が振り込まれ、具体的に活用できるようになったのは令和3年1月28日以降であり、処分庁は同日より前において、 具体的な資力の活用を促すことはできなかったものといえる。

また、処分庁は、弟や弟の代理人弁護士に対し、遺産分割協議等の進捗状況について適宜確認を行い、相続した遺産が法第63条における資力に該当し返還の対象となるため費消しないよう説明を行い、遺産相続についての関係資料の提出を求めたことが認められる。

したがって、弟の保護開始以降において、処分庁が弟の資力の活用について促さないまま漫然と保護費の支給を継続したという審査請求人の主張を採用することはできない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は 認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、 前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第1部会

委員 大脇 成昭

委員樋口 佳恵

委員中島 浩